

秋田県人口戦略部男女共同参画推進課関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に定めがあるものを除くほか、秋田県人口戦略部男女共同参画推進課が所管する補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称及び交付目的、交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の種類、補助金等の率又は額、補助事業者、補助金等の交付申請書及び実績報告書の提出期限及びその提出先は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書等)

第3条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(補助金等の交付の条件等)

第4条 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金等を目的外に使用しないこと。
 - (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業等の経費の配分、又は内容を変更(別表第2に掲げる軽微な変更を除く。)するとき
 - イ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令を確実に履行すること。
- 2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 補助金等交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
 - (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

3 第1項第3号の規定による知事への報告は、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第5条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告）

第6条 財務規則第253条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第9号）により、別に定める期日まで提出するものとする。

（実績報告書）

第7条 財務規則第255条に規定する実績報告書は、補助事業等実績報告書（様式第10号）によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書（様式第11号）

(2) 収支精算書（様式第12号）

（補助金等の請求及び概算払並びに前金払）

第8条 補助金の請求は、請求書（様式第13号）に、請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等は、別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第14号）に請求書を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第9条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後、同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 補助事業者は、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産で別表第4に掲げるものに関し、財務規則第261条の規定による処分のほか、取壊し及び廃棄をするときは、知事の承認を受けなければならない。

- 3 第1項及び前項の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第15号）によるものとする。
- 4 第1項の規定によるほか、当該財産を転用、譲渡、無償貸与等をする場合で、別表第5に掲げる条件に該当する処分をするときは、取得財産目的外処分報告書（様式第16号）による報告をもって知事の承認に代えるものとする。
- 5 補助事業者は、知事の承認を受けて当該財産の処分を完了したときは、完了の日から起算して1ヶ月以内に、取得財産目的外処分完了報告書（様式第17号）により報告しなければならない。

（手続の一部省略）

第10条 財務規則第263条の規定により、手続の一部を省略することができる補助金等は、別表第6に定めるとおりとする。

（様式の変更）

第11条 この要綱に定める様式第1号から第17号までは、別に定める様式を使用することができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以降、改正前の要綱の規定に基づいて提出された様式については、改正後の規定にかかわらず、当分の間、これを使用できるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。